

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
ユニバーサルサービス委員会（第8回）

1. 日時：令和5年4月11日（火） 11：00～12：00
2. 開催形式：WEB会議
3. 出席者：

<構成員>

関口主査、高口専門委員、砂田専門委員、平野専門委員

<総務省>

飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、齊藤事業政策課課長補佐、加藤事業政策課課長補佐

【関口主査】 おはようございます。本日は、皆様御参加をいただきましてありがとうございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会ユニバーサルサービス委員会（第8回）を開催いたします。本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とさせていただきます。

まず、事務局より留意事項についてお願いいたします。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願い申し上げます。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要がありましたらそちらも御活用いただければと存じます。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数でございますけれども、事前に事務局よりお送りしたURLにもう一度ログインし直していただければ幸いです。

本日は、事務局資料といたしまして、資料「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」をお配りしております。

以上でございます。

【関口主査】 それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思います。本日の議題でございますが、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」の1件でございます。本件は、本年3月3日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会に

対して諮問がなされ、同日に開催された電気通信事業部会における審議の結果、当委員会において調査・検討を行うこととされたものです。その後、本年3月4日から4月3日までの間、必要的諮問事項以外の事項も含めた省令案等全体につきまして、総務省において意見募集を行いました。事務局において提出された意見に対する考え方を作成しておりますので、まずは事務局から説明をいただき、その後、意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、別紙1を御覧いただきまして、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方（案）」について御紹介します。

まず3ページ、こちらが審議会への必要的諮問事項に係るものということで、意見提出者は、NTT東日本、NTT西日本、ソフトバンク、KDDIの4者でございます。

具体的な意見、考え方につきましては、次の4ページを御覧ください。最初に、「第二号基礎的電気通信役務の範囲」でございます。意見の1つ目はソフトバンクからの御意見でございます。インターネットへ接続されない役務は第二号基礎的電気通信役務の対象外になるものと考えますという御意見でございます。考え方につきましては右を御覧ください。まず、基礎的電気通信役務につきましては、電気通信事業法第7条において、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」と定義されています。御意見にございましたインターネットへの接続を行わない電気通信役務、例として専用役務ですとか閉域網通信がございますけれど、こういった役務につきましては、その利用用途から国民に一般的に利用される必要最低限で不可欠なものとは言い難いため、第二号基礎的電気通信役務に該当しないものと考えますと示してございます。なお書きでは、電気通信事業報告規則の規定でも同様に、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介することを前提とする電気通信役務を各種「アクセスサービス」と規定しているというものでございます。

次に、意見2を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。こちらにつきましても、不特定多数の利用者をカバーするワイヤレス固定ブロードバンドは、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に該当しないと理解しておりますという御意見でございます。考え方2を御覧いただきまして、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）につきましては、固定通信サービス向けに専用の無線回線、例として地域BWAやローカル5Gの周波

数を活用するものです。そのため、ワイヤレス固定ブロードバンドのうち、無線設備において不特定多数の利用者をカバーするものは、固定通信サービス向けに専用の無線回線を用いて提供するものとは言えず、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に該当しないものと考えます。3つ目の段落を御覧いただきまして、今回の改正案では、改正後の電気通信事業法施行規則第14条の3第1項第3号になりますけれど、この考え方に基きまして、「電気通信事業者により当該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限る」と規定することによって、無線設備において不特定多数の利用者をカバーする提供形態を除くこととしています。

6ページを御覧ください。「第二種適格電気通信事業者の指定」でございます。意見3としまして、NTT東日本・西日本からの御意見でございます。第二種適格電気通信事業者の指定要件として公表することとされている第二号基礎的電気通信役務収支表に記載する収支データについて、会計監査人がその適正性を確認することができない数値については、会計監査人による監査の対象外とすべきというものでございます。こちらにつきましては、別紙2の新旧対照表の50ページと51ページに実際の第二号基礎的電気通信役務収支表を定めてございます。

第二号基礎的電気通信役務収支表は、第1表から第3表まででございます。第1表は第二号基礎的電気通信役務の収支を表すものでございまして、採算地域、不採算地域を含む全体の収支でございまして、これは何のために用いるかと言いますと、法律上、一般支援区域における交付金の上限額が、第二号基礎的電気通信役務全体の収支の赤字額になっているために、第1表ではこうした収支を求めているものでございます。

第2表は、第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等を記載するものでございまして、こちらは、特別支援区域における交付金を全ての担当支援区域における赤字と見込まれる額の一部に充てることとなります。

第3表は交付金と負担金の内訳を書くものでございまして、今回、NTT東日本・西日本からの御意見というのは、実際に会計監査人がその適正性を確認することができない数値というものですけれど、第1表、第3表につきましては、実際の会計データを用いるため、会計監査人による確認は可能だと考えています。第2表については、町字単位で定める担当支援区域、すなわち実際に第二種適格電気通信事業者として指定されるいくつかの町字を担当支援区域全体としてまとめた収支になりますが、恐らく実際にこれを計算する

のは非常に大変だと考えておりました、条文上も、「見込まれる額の費用」とされております。この点について、実際どう定めていくかは今後のコストの議論によるところもございますので、今後のコストの議論の検討結果として、実際の会計データを使わず、ある程度モデルコストをはじいて計算するといったことがあれば、会計監査人による監査の対象外になり得ることもあると考えておりますが、こうした点につきましては、今後の交付金算定の詳細について検討する場で検討を行うことが必要と考えています。そのため、これらの額については、今後の検討結果を踏まえて判断することが適当と考えますと示しているものでございます。

7ページを御覧ください。意見4としまして、KDDIからの御意見でございます。こちらは、特別支援区域整備・役務提供計画書は、容易に撤回・変更されないよう、撤回・変更の際にはその理由を示すことにより透明性を確保することが必要との御意見でございます。こちらにつきましては、例えば、新旧対照表の39ページにございます、改正電気通信事業法施行規則第40条の4の5第1項第5号などに規定がございまして、特別支援区域で第二種適格電気通信事業者の指定を受ける要件の一つとして、特別支援区域における回線設備の整備及び第二号基礎的電気通信役務の提供確保に関する計画書を策定・公表することが要件となっております。

なお、この計画書の略称が御意見にございます特別支援区域整備・役務提供計画書でございます。

この計画書は何のために定めるかということですが、そもそもブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の特別支援区域につきましては、副次的な政策目的としまして、未整備地域の解消と公設設備の民設移行の2つがございます。これらの進捗を把握しまして、特別支援区域における第二種交付金の支援要件の一つである回線設備の規模を段階的に引き上げることを継続的に検討する必要があることから、こうした特別支援区域の整備・役務の提供に係る計画書を策定・公表することを第二種適格電気通信事業者の指定の要件として求めているものでございます。

御意見としては、この計画書が容易に撤回・変更されないようにということでございます。この点につきましては、考え方4を御覧いただければと思います。特別支援区域整備・役務提供計画書の策定・公表に当たりましては、当該計画書の信頼性や対象となっている地域の自治体及び住民等の予測可能性を確保する観点から、策定された計画書が容易に撤回・変更されないよう、第二種適格電気通信事業者においては、当

該計画書の撤回・変更に際しては、その理由を示すことにより透明性を確保することが適当と考えますとしてございます。

8 ページを御覧ください。「第二種負担金の算定単位」でございます。意見5としまして、ソフトバンクからの御意見でございます。御意見の趣旨としましては、インターネットに接続しない役務については、第二種負担金の算定単位から除かれるべきというものでございます。基本的には、第二種負担金、すなわちブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における負担金の算定方法につきましては、情報通信審議会の答申でも、1回線当たりの単価と毎月の回線数を掛けて第二種負担金の額を算定していくということが示されております。この回線数から除かれる電気通信役務は何かという点がポイントでございます。

考え方5を御覧いただければと思います。インターネットへの接続を行わない電気通信役務、例としては、専用役務や閉域網通信を想定してございまして、こうしたものが独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介したウェブ会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当と考えますとしてございます。

また、2段落目は、このような考え方に基つきまして、改正後の電気通信事業法施行規則第40条の7の2第2号において、第二種負担金の算定の対象とならない電気通信役務として、専用役務や閉域網通信を規定していますというものでございます。そのため、ソフトバンクの御意見では、例としてローカル5Gサービスなどが書かれていますけれど、このローカル5Gサービスがインターネットへの接続を行わない電気通信役務であれば、算定の対象の回線数には含まれないというものでございます。

なお、先ほど前半で御紹介したワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、ローカル5Gの周波数を使うようなサービスも一部出たりしておりますので、そうしたものはインターネットにつながれば、第二種負担金の算定の対象となる回線数に含まれるというものでございます。

以上が諮問事項に対する審議会の考え方とございまして、9ページからが参考と書いてございまして、審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るものであり、審議会への諮問事項ではございませんが、パブリックコメントで意見が9件出てございまして、こちらに

対する総務省の考え方を示しているものでございます。こちらは御参考でございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【関口主査】 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ある方は、お知らせいただけますでしょうか。いかがでしょう。

では、私から1点。事務局から今御説明を賜りましたように、ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度の場合には、上限値を標準モデルを用いて算定するということについては、確定計算に基づいた数字ではないという、一部計算値が入ることだったので、ここを監査対象から外してほしいという御要望があったということなんです。ここは、考え方にもありますように、今後の詳細を詰める段階で調整をしていくことだと思うんですけども、制度として、交付金の算定の上限値を画するという数値になりますので、モデルを介した推定値とは言いながらも、最終段階では、実際にお金が動くという制度の枠組みの中で、その数字が固まって動いていくわけです。ですから、その意味で、このモデルそのものの妥当性についての監査ですとか、あるいは出てきた数値についての監査そのものが直接的に必要なかどうかというところの議論は今後の審議に委ねるとしても、最終段階で交付に至るまでのプロセスの中での計算の妥当性については、例えば、交付金の交付期間は、交付するに当たっての計算の正確性を担保するために公認会計士を雇っていますので、そこでのチェック等で正確性は担保できているんです。ですから、NTT東日本・西日本の意見のように、直接のこの表について監査対象から外すということが仮にあったとしても、どこかでこのモデルの適切性が担保されるような仕組みになるんだろうと。これを一つは、長期増分費用方式のLRICモデルを算定しているタイミングでは、あくまでも計算値だと言いながら、現状のユニバーサルサービス交付金の算定において正確性を期すというタイミングでチェックが図られているので、同じような考え方が採れるのではないかと現時点では私は考えています。もし柳迫さんからコメント等をいただけるようであればお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 関口先生、ありがとうございます。関口先生のおっしゃるとおりだと思っておりますので、今後の交付金算定の詳細について検討する場で、町字単位での担当支援区域の費用と収益をどういう形で推計していくかという点はポイントだと思っておりますし、こちらにつきましては、有識者の先生方が集まる場で考え方を整理していきたいと思っております。

また、最終的には支援機関から交付金の額を認可申請していただくことになり、審議会に諮問する手続もございますので、しっかり手続を踏むことによりチェック機能が働くことになると思います。関口先生、どうもありがとうございました。

【関口主査】 先生方から、ほかに何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

【平野専門委員】 主婦連合会、平野でございます。よろしいでしょうか。

【関口主査】 どうぞお願いいたします。

【平野専門委員】 私は消費者の立場からでございますけれども、資料の6ページのところの御説明の中にありました担当支援区域の赤字に対しての交付金というようところが、私たち消費者にとってはいつも問題になるところで、NTT東日本・西日本や大手の通信会社というのは、総額としてかなりの利益を上げているということで、地域にあるような小さなケーブルテレビ局や町村単位で担っているところとは大分違い、そこに交付金を交付するということは、かなり気になるところです。全体的にどれぐらいの収益を上げているのかということを見て公平性はいかがなのかなと感じます。このユニバーサルサービス料金はあらゆるところで導入されているわけですし、今回もこのようなブロードバンドのユニバーサルサービス料金を、事業者判断で、利用者から徴収されるという流れになるのではないかが大変気になっているところで、問題と捉えております。徴収額が月に数円かもしれませんが、トータルで利益をあげている事業者が今までの経緯から当然のように消費者に課せる流れは問題です。

以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。事務局からコメントいただけますでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 平野先生、御意見どうもありがとうございました。まず、意見4を御覧いただければと思います。第二号基礎的電気通信役務収支表がございますが、採算地域と不採算地域がございます、両方を含めた全体の第二号基礎的電気通信役務の収支表は第1表で、第二種適格電気通信事業者の指定の要件としてその公表が求められておりますので、収支全体の透明性は確保されると考えています。

一般支援区域においては、全体の収支が黒字の事業者につきましては、交付金の交付は受けられないことになっております。他方で、大幅な赤字地域である特別支援区域は、副次的な政策目的として、未整備地域の解消と公設設備の民設移行がございます。こういったところは、市場原理だけに任せていたら、民間事業者が整備しないところです。そのため、そういった地域は未整備地域のままか、自治体が補助金を使って自ら整備することが

想定されます。ただし、こうした自治体が自ら整備したとしても人口減少が進む中で、公設設備を維持していくことが難しくなって、何とか民間事業者に譲渡して、民間事業者に役務提供してもらいたいと考える自治体もいます。

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、維持費用を支援することによって民間事業者に参加していただき、未整備地域の解消や公設設備の民設移行を促していこうというもので、全ての担当支援区域で見込まれる赤字の範囲で支援していこうというものでございます。

また、利用者負担の話が平野先生からございました。こちらにつきましては、22ページを御覧いただければと思いますが、これは諮問対象外の事項に係る御意見でございます。NTTドコモからの御意見としまして、利用者等への周知について、総務省と支援機関が連携して分かりやすい情報提供を行うことを要望されてございます。ユニバーサルサービス制度につきましては、電話の場合もブロードバンドの場合もどちらも受益者負担制度ということで、ユニバーサルサービスの確保により受益する事業者が負担金を支払って、みんな支え合うという仕組みが原則でございます。

他方で、事業者にとって負担金は追加コストになりますので、そのコストをどうやって回収するかということで、負担事業者から見たら、それを既存の料金収入の中で吸収するのか、または追加コストを新たに利用者に転嫁するのかというのは、事業者の経営判断になります。

ただし、平野先生の御指摘のとおり、実態として電話のユニバーサルサービス制度では利用者に転嫁されているケースが多いということで、利用者に対するこの制度の周知が重要であると認識しており、こちらにつきましては、考え方13にございますとおり、この制度を円滑に運用するためには、利用者への効果的・効率的な周知が必要であり、制度の運用開始前には、利用者等への適切かつ十分な周知が必要と考え、周知に当たっては、総務省、支援機関、負担事業者等が互いに協力し、利用者に分かりやすい効果的・効率的な周知に努めることが必要と考えますと示しています。

なお、周知に当たっては、ユニバーサルサービスを支えることによってどういうメリットがあるのかという点が重要であると認識しております。特別支援区域は、光ファイバ等の未整備地域ですとか、自治体が公設光ファイバを維持するのが難しくなったような地域でございます。そうした地域でもブロードバンドサービスによって、テレワーク、遠隔医療、遠隔教育などを双方向でやり取りができることが重要だと認識しておりますので、そ

れをみんなで支えていくことの大切さもしっかりと周知する必要があると考えております。

以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。平野委員、いかがでしょう。

【平野専門委員】 どうもありがとうございました。確かにそのところは十分理解しておりますし、支えること自体に関しては、これは互助ということで大事だと思っており、法律の建て付けとは違うかもしれませんが、消費者にとっては、トータルで利益を上げている事業者には、社会的な責任を果たしてほしいという意見があることを共有化していただきたいと思っております。ありがとうございました。

【柳迫事業政策課調査官】 ありがとうございました。

【関口主査】 ほかにいかがでしょうか。

【砂田専門委員】 砂田ですが、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いいたします。

【砂田専門委員】 ありがとうございます。先ほど関口先生に意見3に関する考え方を御説明いただき、ありがとうございました。実は事務局の事前説明のときに、この点について質問しておりました。これに限らないんですけれども、LRICモデルの運用による有効性と、その運用に関わるコストとモデルに関しては、今後もいろいろ御精査いただければと思っております。このLRICモデルも含めてなんですが、もうかなりインターネットも普及が進んできて、いろんな技術の革新も出てきている状況下にあって、制度の運用に関わるコストはだんだん下げていくのがいいのではないかと考えています。その点、総務省側もそうですし、通信事業者側の負担を減らすという視点も大事なのかなと思っております。今後、ローカル5G、プライベート5Gとか、いろいろな通信の形態が出てきますので、そういう観点も含めて制度設計に入れていただければと思っております。

私からは以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。何か事務局からありますでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 砂田先生、ありがとうございました。まさに御指摘のとおりだと思っております。今回諮問させていただきました改正省令案等の中で、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスの範囲としては、FTTHサービスに加えまして、DOCSIS 3.0以降の規格を用いたCATVインターネットサービスのHFC方式ですとか、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）ということで無線を活用したものも取り入れていまして、技術革新が進む中で、こうしたユニバーサルサービスの範囲

につきましても柔軟に検討していくことが必要だと考えております。また、交付金、負担金を算定する際の適切なコストを算定するに当たりまして、コストモデルの構築が今後の検討課題となっております。そういった中で、できるだけ制度の運用コストを下げっていくことは重要であると認識しており、制度全体につきましても、できるだけ運用コストがかからないよう取り組んでいきたいと考えています。

この点につきましては、これも諮問対象外の事項に係る御意見にはなりますが、参考として申し上げますと、18ページの意見9を御覧ください。ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度では、競争が起きていないエリアとして、1者以下の提供地域であることが支援区域の指定の要件になっています。本制度は町字単位で支援区域を指定するため、全国約23万の町字について、回線設置事業者が第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告を求めて、1者以下の提供地域を特定することになります。この点につきましては、事業者からも、報告が過度な負担にならないように留意してほしいという御意見がございましたので、考え方9にございますとおり、できるだけ事業者の報告の負担を軽減していきたいと考えておりまして、町字単位で回線設置規模の割合が50%を超えるかどうか1者以下の提供地域の基準になっているのですが、補助ツールを使って、実際に回線設備規模の割合が何%かを報告するのではなく、50%を超えている場合にチェックしていただくなど、できるだけ負担を軽減していくような仕組みを柔軟に取り入れていきたいと思っております。コストも含めて、できるだけ制度の運用コストを下げっていく努力はこれからも継続して検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

【砂田専門委員】 ありがとうございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。今の事務局からの説明の中で補助ツールというのが出てきて、母集団が23万町字あるという、とてつもない対象エリアを分析しなければいけないということで、パッケージソフトみたいなものを事業者にお配りをして負担軽減に貢献したいということのようでして、今、既に試供品みたいなやつを試しに使ってもらって、使い勝手を少しずつバージョンアップしていると伺っております。

もう一つ、コストモデルについてなんですけれども、先ほど私が、長期増分費用のモデルの例を一つ事例として、先例があるのではないかとということで紹介したわけですが、御存じのように、長期増分費用モデルはNTT東日本・西日本を対象としたモデルで、この会社について、最新の技術で最も効率的な費用算定をするというモデルでありまして、

その意味では、ほかの事業者、ケーブルテレビ事業者等が該当している場合には、やや厳し過ぎる効率性の要件が入り過ぎているのではないかという意見がございました。その意味で対極にあるのは実際費用なんですけれども、ただし、この実際費用ですと非効率性がフルに入ってしまうということで、基本としては、運用のベースとして長期増分費用方式のモデルがコストモデルのベースにあると思うんですが、そこから効率化係数等の係数を少し緩めるようなことも、今後の検討対象になってくるんだろうなと思っております。

【柳迫事業政策課調査官】 ありがとうございます。

【関口主査】 ほか、いかがでしょうか。

高口委員、何かございましたら、ぜひ一言、感想なりいただけますでしょうか。

【高口専門委員】 ありがとうございます。事務局の御説明と、あと幾つか委員の皆様からの質問をいただきまして、特に費用の計算のところ、大分工夫もされているということでよく理解できましたし、今後また効率化すればいいのかなと思っております。ありがとうございます。

【柳迫事業政策課調査官】 ありがとうございます。

【関口主査】 ほかに、せっかくの場ですので、御意見等賜れるようであればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この辺りで意見交換を終了させていただいて、まとめに入りたいと思います。報告書（案）に対する修正意見は特段ございませんでしたと理解しておりますが、これをベースに、4月14日（金）に開催される電気通信事業部会に、当委員会の検討結果として、この報告書（案）のとおり報告をすることがよろしいかと思いますが、いかがでございましょうか。特に反対の御意見がないようであれば、そのように取り運ぶようにさせていただきたいと存じます。4月14日（金）については、私が代表して委員会報告をしたいと存じております。どうもありがとうございました。

本日の議事は以上となります。委員の皆様から改めて追加の御発言がございましたでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。関口主査からも先ほどございましたとおり、本日御議論いただきました諮問番号第3162号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」に係る報告書（案）につきましては、本委員会の報告書としまして、本委員会の親会である情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会に関

口主査から御報告をいただきまして、電気通信事業部会で御審議いただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。それでは、これにて情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会ユニバーサルサービス委員会（第8回）を閉会いたします。お忙しいところ御参集いただきまして、どうもありがとうございました。これにて失礼いたします。